

納期限内の納税にご協力ください

市税の滞納は、市の事業やサービスを実施する上で大きな障害となります。

5月は出納閉鎖前収納強化月間として、未納者のお宅に市職員が訪問させていただきます。

税の公平性確保のため、悪質な滞納者に対しては、動産・不動産・預貯金などの財産や、債権、給与等の差し押さえなど、毅然とし

た姿勢で滞納処分を進めていきます。納め忘れがないよう、もう一度、納付書や口座の残額をご確認ください。納期限内の納税に一層のご協力をよろしくお願いたします。

お問い合わせ

税務課収税係
☎62-3111
内線163、166

日曜納税窓口のご案内

毎月最終日曜日、市役所の日曜納税窓口で市税を納税していただけます。また上下水道使用料等、料金の支払いもご利用いただけます。

- 4月、5月の予定は以下のとおりです。
- ・実施日 4月26日、5月31日
 - ・場所 市役所1階 税務課窓口
 - ・時間 午前8時30分～午後5時

地域の「花づくり」活動をお手伝いします

市と市景観形成推進協議会では、公共用地などに花壇づくりを行うグループを次のとおり支援します。(お申し込みは下記のうち、どちらか1つのみとなります)



①花と緑のふるさとづくり事業（花苗の配布）

- 対象者 区有地や沿道等に花壇づくりを行う団体（区、活性化委員会、有志グループなど）
- 配布花苗 宿根草（数種類）
- 配布数 1団体 100株程度
- 配布予定日 5月31日（日）
- 申込期限 5月8日（金）



②花修景活動地域支援事業（花壇づくり費用の補助）

- 対象者 上記の対象者と同じ
- 補助額 対象経費の2分の1以内（2万円限度）
- 対象経費 花苗、肥料用土、農薬代（用具・鉢代・人件費等は対象外）
- 申込期限 5月22日（金）

いずれも、お申し込みを希望される場合は、申請書の提出が必要です。下記までご連絡ください。

お問い合わせ・お申し込み

市役所都市計画課住宅・公園景観係
☎62-3111 内線241、244

定住人口の増加・民間業者の経済活動を支援 飯山市移住・定住支援住宅 建設促進事業

四季折々の自然豊かな日本のふるさと飯山。市では都会などから移り住んでいただく方に補助金の交付等の支援を行い、定住人口の増加とふるさと回帰による定住対策、また住宅建設による民間事業者の経済活動の促進を図ります。

個人住宅建設への支援

対象となる土地

飯山市土地開発公社住宅分譲地または民有地（上下水道整備区域内にある市長が認めた区域内の土地）

住宅要件

自ら発注し新築する住宅
対象となる方

- ① 建設年度に夫婦のうちどちらかが40歳未満、または20歳未満の子供と実際に同居しており、次の①、②のいずれかに該当する夫婦
- ② 市外から新たに転入しようとする夫婦
- ③ 市外から転入して3年以上、現在賃貸住宅に居住している夫婦

補助金額

◇土地開発公社住宅分譲地に建設の場合
：150万円

◇民有地に建設の場合
：100万円
（ただし市内に本社のない建設業者が請け負う場合は120万円）

◇補助金の交付対象期間
平成21年4月1日～平成24年3月31日までに建設（完成）した住宅
80万円

中古住宅購入への支援

対象となる方
市外から新たに転入しよ



うとする方、および市外から転入して3年以内で、現在賃貸住宅に居住している方

補助内容

中古住宅を購入するために購入資金を借り入れた方に、1500万円を上限に借入金の2%相当額を2年間補助します。（上下水道区域内で市長が認めた区域にある建物に限ります）

補助金の交付対象期間

平成21年4月1日～平成24年3月31日までに購入した住宅

お問い合わせ

いいやま住んでみません課
移住定住係
☎62-3111 内線252

平成21年度の 介護保険料年額が決まりました

介護保険の給付実績と今後の給付予測を基に国が定める負担割合から算出された、平成21～23年度までの介護保険料年額が決まりました。【右表】個人の保険料年額の確定は平成20年の所得確定後にお知らせします。それまでの期間は保険料の納入額が分散されるように20年度の保険料（19年の所得）を基にした金額を仮徴収させていただきます。

お問い合わせ

保健福祉課 高齢者介護保険係
☎62-3111 内線184

介護保険料の内訳

65歳以上の 方の保険料	40～64歳 の方の保険料	飯山市 の負担	長野県 の負担	国の負担
20%	30%	12.5%	12.5%	25%
← 保険料 →		← 公費(税金) →		

所得段階	保険料年額	対象者
第1段階	2万4,840円	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の方
第2段階	2万9,880円	本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階	3万7,320円	本人および世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方
第4段階 軽減対象	4万7,880円	第4段階となる方のうち、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額合計が80万円以下の方
第4段階	4万9,800円	基準額。住民税課税者がいる世帯で、本人が住民税非課税の方
第5段階	6万2,280円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方
第6段階	8万2,800円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上350万円未満の方
第7段階	9万9,600円	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上の方

親等と同居する若い世代の定住を支援 親子等同居住宅建設支援事業

飯山市では家庭内での子育て、高齢者介護など世代間で支え合っていたらと、親等と同居するための住宅の新築・増築で借り入れる資金の利子の一部を補助する「親子等同居住宅建設支援事業」を行っています。

- ◇支援の内容：親等と同居しようとする（している）方がその住宅を新築または増築するために資金を借り入れた場合に、その借入金利子の一部を補助します。
- ◇利子補給額：借入金額（残高・限度額1000万円）の年1%以内
- ◇利子補給期間：借入当初から3年間
- ※1 事業年度は22年度までです。
- ※2 親等とは60歳以上となる父母・祖父母等の親族をいいます。
- ※3 同居する親等が住宅を新築・増築する場合は対象となりません。

詳しくはいいやま住んでみません課へお問い合わせください。

「空き家バンク」制度のご活用を

市では「空き家バンク」制度を開設しています。この制度は市内の使用されていない住宅・宅地等を所有者の方から登録していただき、物件の購入・賃借を希望する方々へ市から空き家情報を提供するものです。

「空き家バンク」への空き家情報登録の流れ

- ① 賃貸・売却物件の登録 「空き家バンク登録申込書」へ必要事項を記入のうえ、市役所いいやま住んでみません課へ提出してください。
- ② 現地確認 市担当者と宅建協会担当者が現地調査。
- ③ 空き家情報の提供 調査の結果、適正な物件と認められると空き家バンクに登録され、市ホームページ・市窓口で情報提供を行います。
- ④ 物件の交渉 物件の申し込みがあると宅建協会の仲介により交渉。（法律に基づく仲介手数料がかかります）

詳しくは、いいやま住んでみません課まで。